

## 名称 (案)

公募を検討

## 前文

わたしたちの千葉市では、社会経済情勢の変化とともに、人々の価値観や生活様式が多様化し、個人では解決できない課題が増えつつあります。また、個々の課題に応じたきめ細やかな行政サービスを受けることが困難になりつつあります。そのため、わたしたち自身で地域の実情に合ったまちづくりを行うことがますます求められています。

このような状況の中でわたしたちは、わたしたちと子どもたちの未来のために「将来に引き継ぎたいと思えるまち」の実現を目指します。それは誇りと愛着を持ち、幸せを感じられ、安全・安心に住み続けられ、人と人のつながりが感じられるまちです。

わたしたちは、このような良いまちを実現したいと思うからこそ、ほどよく「おせっかいの精神」で助け合いながら、できることは自ら取り組みます。そして、市の役割を尊重しつつ、力を合わせます。

これらの想いを共有し、地域の実情に合ったまちづくりに自ら取り組むため、ここに条例を制定します。

## 第1章 まちづくりの基本的な考え方

### (まちづくりの基本的な考え方)

- 1 第1条 わたしたちは、ここに住むもの、働くもの、学ぶものすべて（個人、団体、企業、学校等）を、まちづくりの主役であり、仲間であると考えます。
- 2 わたしたちは、まちづくりの出発点はわたしたち自身だと考え、できることは自ら取り組みます。
- 3 わたしたちは、できることは自ら取り組むために、情報と知識を収集・活用します。
- 4 わたしたちは、わたしたちにできないことや本当に必要なことを発信します。
- 5 まちづくりをするために、わたしたちと市が共にできることを話し合い、力を合せることが必要だと考えます。

## 第2章 わたしたちにできること

### (わたしたちにできること)

第2条 わたしたちはまちづくりをするために、情報と知識を収集・活用して次のことに取り組みます。

- (1) わたしたちが住んでいる地域に関心を持ち、課題に気づくこと。
- (2) 地域の課題を「ジブンゴト」として捉え、共有すること。
- (3) 地域と緩やかにつながりを持ち、その輪を広げ、信頼関係を築くこと。
- (4) 地域活動やボランティア活動に、できるところから参加すること。
- (5) 地域に必要な資源を考え、探すとともに行動して生み出すこと。
- (6) 力を合わせて地域の課題の解決に向けて取り組むこと。
- (7) 地域で解決できないことや本当に必要なことを発信すること。
- (8) 市の施策にできるところから参画すること。

### (わたしたちが期待すること)

第3条 わたしたちは、前文に掲げた将来に引き継ぎたいまちづくりについて、できるところから取り組みますが、市には、わたしたちのパートナーとなり、情報や知識、参加・協働の場の提供など、積極的な支援を期待します。

## 第3章 市が取り組むこと

### (市が取り組むこと)

第4条 市民が地域の実情に合ったまちづくりを進めるために、市は次のことに取り組みます。

- (1) 資源を有効に活用して、可能な範囲で支援すること。
- (2) 情報と知識を集約し、わかりやすい形で発信すること。

- (3) 市民及び市職員に対し、まちづくりに関する啓発、研修等を行うこと。
- (4) 市民の意見及び提案を施策に反映させること。
- (5) 市民参加と協働の機会を積極的に提供すること。

## 第4章 市民の主体的な取組に対する支援

### (地域運営委員会等に対する支援)

第5条 市は、地域運営委員会（市民同士の情報共有、連携・協力をより一層進め、地域が抱える課題の解決に向けて取り組むための組織をいいます。）等の設立と運営に関して、可能な範囲で支援をするよう努めます。

### (コーディネート)

第6条 市は、市民同士が連携して互いの資源を生かせるような橋渡しをするよう努めます。

### (機会の創出)

第7条 市は、市民同士が情報と知識を共有する機会を創るよう努めます。

### (活動の促進)

第8条 市は、市民の主体的な取組がより一層活発になるように、活動の促進に寄与するよう努めます。

## 第5章 市民参加と協働

### (市民参加と協働)

第9条 市民参加と協働については、千葉市市民参加及び協働に関する条例（平成20年千葉市条例第5号）で定めます。

## 附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。